

# くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2024年12月26日 Thursday)

第286号 (2023年度-第11号) / 電話: 083-933-5034 ・ メール: fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

## 事務組織再編は事務職員だけでなく教員・学生にも大きな影響

今年5月から行われている事務組織再編検討ワーキンググループ（吉田地区学部事務集約）の検討状況について、11月6日（水）に総務企画部総務課長から事情聴取したところ、検討は10月の第5回WGで終了し、取りまとめた一定の結論を事務改善推進室会議（室長は松野副学長）に報告した、その後、親会議で審議後、部局長等へ報告予定とのことでした。この問題は、事務職員のみならず教員、さらには学生にとってもかなりの影響が生じることは明らかであるにもかかわらず、教員等へはほとんど知らされていません。部局長会議・教育研究評議会・経営協議会でも特に審議されていないようです。



## 新採抑制等により3年間で39人の大幅削減提案、全学で約8.7%

結局、11月19日に開かれた第130回事務改善推進室会議で、WGの検討結果をもとに事務部長級の検討結果として、R9（2027）年4月までの事務組織体制改善案なるものの報告があり、松野室長からは、「大学の厳しい予算状況」のため今後3年で事務職員の新規採用抑制等で毎年13人、計39人削減せざるを得ないとの説明があったとのこと。まずは、吉田地区の学部事務を集約化する（学部事務室を学部事務係のみとする）としていますが、39人の削減は全学の一般事務職員約全学450人の8.7%となる大幅な削減の提案となっています。

## 「病休取得者が増える」「吉田地区だけでは無理」等 理事発言

会議の席上、松野室長から「注意事項」として、業務改善が伴わない場合の人員削減は「病気休暇を取得する職員の増加が予測される」などが指摘され、溝部理事からは「在職している職員をリストラするのではなく、今後の退職者数に対する採用者数を調整することとなる」、「吉田地区学部事務だけの削減は難しいので、全学的に削減対応する必要がある」等との発言もあったようです。いずれもこの構想の危険性を吐露したものとと言えます。

## 国家公務員改正旅費法のメリット・デメリットは？

### ～海外出張の高額宿泊費はカバーされるが国内出張(日帰り)は日当なし～

国家公務員の出張旅費に関する基準を定めた改正旅費法が今年4月26日、国会で成立し、来年4月1日に施行されます。それを受けての山口大学での対応について、同日11/6に総務企画部総務課長へ質問したところ、検討中で年末までには大枠がまとまるだろうとの返答がありました。

この国家公務員改正旅費法は、①宿泊基準額（上限額）設定と超えた場合に支払い額を支給できることとする、②宿泊手当の定額化と食事代込みの場合の調整基準設定、③転居費算定基準設定、④渡航雑費の具体化、⑤死亡手当で交通費実費支給と定額設定、等を柱とするもので全体としては改善となるものですが、宿泊費定額化・調整基準設定等により一部いわゆる雑費分が減額となる可能性があり慎重な議論が必要です。公には、財務省がパブリックコメントで7月下旬から8月27日まで意見を募集し、40件の意見が出され公開されています。組合にも「海外出張の際に円安と現地の物価高騰が相まって、現在の宿泊費・日当ではかなりの赤字覚悟での出張となっている」、また「交通費の実費確認が非常に煩瑣になるのではないか」、「宿泊費の地域別上限額があるため、国家公務員規定に準ずるのであれば、地域によっては不足が発生しかねない」との声も寄せられています。教職員の声を十分に踏まえて導入の可否を検討することが必要です。



## 視点2. 実態・運用に即した法令の整備

- 出張実態に合わせた例外的な取扱いが増加しており、事務の煩雑さを招いている。
- 複雑化しているルールを整理するとともに、実態に合わせた出張を可能とするため法令を見直す。

### ● 現在の実態と運用状況を踏まえ、近距離出張等の規定を廃止する

- 現行、オフィスから半径8km以内の出張は、行程が短く節約が可能との考えから、減額した日当定額を支給し、必要な交通費は日当から充当しているが、**近距離出張の規定は廃止し、交通費を実費支給する**
- **バス代など証拠書類の提出が難しい交通費**について、現行は日当による定額支給とすることで手続の合理化を図ってきたが、現在は運賃の確認が容易となっていることから、交通費として**実費支給**することとし、日当の構成要素から目的地内の交通費を除く
- 常時出張している職員（測量、調査等）や長期研修の職員に対しては、現行は特別の旅費（日額旅費）を支給しているが、日額旅費の規定を廃止し、通常の旅費を支給する

### ● 個別の旅費種目の見直しを図る

- 国内の鉄道出張における**特別急行料金**の支給は、現行の距離による制限（片道100km以上）を廃止し、旅行命令権者において実態等に応じて決定する
- 国内の**陸路出張**は、運賃や経路の確認、交通機関の利用証明が容易になってきた実態を踏まえ、現行の**定額（1kmあたり37円）を廃止し、実費支給**とする
- **日当**について、現行は昼食代を含む諸雑費及び目的地内を巡回するための交通費を賄う旅費とされているが、昼食代は通常の勤務時でも必要となることから、**昼食代は支給しないものと整理**。日当は、宿泊により生じる掛かり増し費用等に充てるための旅費として、**宿泊を伴う出張にのみ支給（100km未満の出張時に日当を1/2とする規定は廃止する）**
- **交通費と宿泊料が一体となった料金（バック旅行商品代）**のための旅費種目を新設する
- 赴任時等の旅費の支給対象は、現行は移転のための旅費を他から支弁される可能性がある者を区別し二重支給を防ぐために「扶養親族」を対象としているが、共働き夫婦の増加や働き方の変化を踏まえ、扶養要件を改める
- 現行は定額支給とされている「支度料」を廃止し、同じく海外出張に必要となる経費に対する旅費として規定されている「旅行雑費」に統一する

### ～旅費法施行令案へ寄せられたパブリックコメントから(計40件のうち抜粋)～ (参考)財務省 HP

- 宿泊費高騰の煽りを受けて出張の宿泊費について足が出ることもある。実費支給とするなら上限を高く設定すべき。
- 現行の日当を廃止した場合、通信費等の諸雑費が自己負担となるが、当該費用を職員に負担させることとするのは適当ではないと考える。
- 自家用車、タクシー等を利用した場合の旅費額の取り扱いはどのようになるのか。実費とする場合はその算出方法、定額制をとるのであればその金額について明示すべきと考えるが如何か。
- 国立大学法人の非常勤職員です。旅費の本人による立替払い制度は、経済的負担が大変大きいと感じておりました。実際、100万円以上を四ヶ月にわたって建て替えている職員もおられましたので、今回の法改正は大変喜ばしいことです。
- 日当の廃止について:日帰りの出張であっても、半日程度で済む近距離の用務以外は、昼食を取ります。また必ず外食になるため食事にも通常以上の費用がかかります。日当＝昼食代金がなくなることは食事をせずに仕事をしろということに等しく、人道的にいかがかと思えます。
- 食卓料がなくなっているが、水路及び航空機による旅行中の夕朝食代は公費が出なくなり、職員自身が負担することになるのか。

\*財務省に寄せられたパブリックコメントの一部を紹介しました（原文を一部割愛等しています）。国としてどのようにこうした声に応えるのか、山口大学としてどう対処するのかが問われています。